（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　後期高齢者医療制度 第一節・第二節　（略） 第三節　後期高齢者医療給付 第一款・第二款　（略） 第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第六十一条―第七十一条の十二） 第四款・第五款　（略） 第四節～第七節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則 （令第十四条の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の六**　（略） （高額療養費の支給申請に係る特例） **第七十条の七**　後期高齢者医療広域連合は、被保険者による高額療養費の支給申請に関する手続について、第七十条、第七十条の二、第七十条の四及び第七十条の五の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。 （高額介護合算療養費の支給の申請） **第七十一条の九**　法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条及び第七十一条の十一において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。次項及び第七十一条の十二において同じ。）の名称及びその加入期間 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） （高額介護合算療養費の支給申請に係る特例） **第七十一条の十一**　後期高齢者医療広域連合は、申請者による高額介護合算療養費の支給申請に関する手続について、第七十一条の九の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。 **第七十一条の十二**　前条の規定による別段の定めにより、支給申請に関する手続が省略された場合には、後期高齢者医療広域連合は申請者の属する介護保険者に、その旨を通知しなければならない。	目次 第一章　（略） 第二章　後期高齢者医療制度 第一節・第二節　（略） 第三節　後期高齢者医療給付 第一款・第二款　（略） 第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第六十一条―第七十一条の十） 第四款・第五款　（略） 第四節～第七節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則 （令第十四条の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の六**　（略） （新設） （高額介護合算療養費の支給の申請） **第七十一条の九**　法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） （新設） （新設）